

農薬による危害と事故を防ぎましょう！！

広島県農薬危害防止運動

6月1日～8月31日

散布する前に…

- ・ 農薬を散布する場合は、周辺住民の方や近隣の農作物栽培者への周知を徹底しましょう。
- ・ 登録農薬を必ず使用しましょう。
- ・ 農薬容器のラベルに書いてある使用方法・注意事項を必ず読みましょう。
- ・ 農薬の有効期限を確かめて計画的に購入しましょう。



農薬ラベルを確認

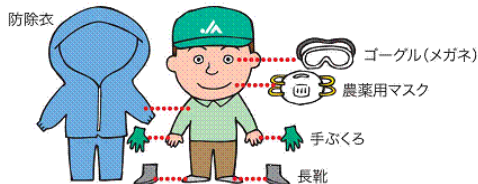
散布するときは…

- ・ 適用作物、使用量・濃度、使用時期、総使用回数等農薬の使用基準を必ず守りましょう。
- ・ 近接ほ場で栽培されている作物への農薬の飛散を防止しましょう。
- ・ 水田において農薬を使用するときは、1週間程度の止水を徹底しましょう。

○必ず防除衣、農薬用マスク、保護メガネなどを着用しましょう。

○散布作業は風の弱い日に、朝夕の涼しい時に風向きに注意して散布しましょう。

○同じ人による2時間以上の散布作業は避けましょう。



2時間！

- ・ 体の具合の悪い人は散布作業をやめましょう。
- ・ めまいや頭痛がしたり、気分が少しでも悪くなったりした人は、直ちに医師に使用した農薬名を告げて診察を受けましょう。
- ・ 児童・生徒が、農薬散布中や散布直後の畑や水田に近よらないように注意しましょう。

散布が終わったら…

- ・ 必ずうがいをし、全身をよく洗いましょう。
- ・ 作業衣はよく洗って、付着した農薬を洗い落としましょう。
- ・ 飲酒しないで早く寝るようにしましょう。
- ・ 散布器具に農薬が残らないよう、しっかり洗浄しましょう。
- ・ 不用農薬・空容器等の処理は、産業廃棄物処理業者に処理を委託するなど適切に行いましょう。



うがい、手洗い等

農薬を購入するときは…

○毒物・劇物の農薬を購入するには…

- ・印鑑が必要です。
- ・18才未満の人は購入することができません。

農薬の保管・管理は…

- ・食品類とは区分して、子供の手の届かない安全な鍵のかかる場所に保管するようにしましょう。
- ・毒物・劇物である農薬は、「医薬用外毒物劇物」の表示をした、鍵のかかる専用の保管庫への保管が義務づけられています。
- ・農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えてはいけません。
- ・万一、盗難や紛失のときは、直ちに最寄りの警察署に届け出ましょう。
- ・漏れ・流出等で多数の人に危害が生じるおそれがある時は、保健所・警察署・消防機関へ届け出ましょう。



- ・保管及び運搬の際は、農薬が漏れたり、流出したりしないよう注意しましょう。（容器等は完全に密栓し、破損がないことを十分に確認しましょう。）



以上、農薬の適正管理を
よろしく願います。



- ・無登録農薬（「農林水産省登録第〇〇〇〇〇号」という記載のない農薬）や使用が禁止された農薬は、絶対に使用しないでください。
- ・食品衛生法等の一部を改正する法律により、農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）が導入されています。
- ・近接ほ場や学校、公園、住宅地周辺等では農薬散布時には飛散防止対策を徹底しましょう。
- ・農薬を使用したら、使用年月日、場所、作物、農薬名、使用量・希釈倍数等を記帳しましょう。

農薬についてのお問い合わせは、県庁農業技術課（Tel:082-513-3559）、各農業技術指導所・病虫害防除所（Tel:082-420-9661（西部）、084-921-1311（東部）、0824-63-5181（北部））へ。
毒物又は劇物の保管など、毒物及び劇物取締法についてのお問い合わせは、県庁薬務課（Tel:082-513-3222）、各保健所生活衛生課・保健所支所衛生環境課へ。